

**伊奈町いじめの防止等のための
基本的な方針**

**平成26年5月
伊 奈 町**

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 町基本方針の策定の趣旨 | 1 |
| 1 いじめに対する基本的な認識 | 1 |
| 2 町基本方針の策定 | 2 |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | 2 |
| 1 いじめの防止等のために町が実施する施策 | 2 |
| (1) 伊奈町いじめ問題対策会議の設置と役割 | 2 |
| (2) 教育委員会の調査組織の設置 | 2 |
| (3) 教育委員会が実施する施策 | 2 |
| 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 | 4 |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定 | 4 |
| (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 | 5 |
| (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 | 5 |
| 3 重大事態への対処 | 7 |
| (1) 教育委員会又は学校による調査 | 7 |
| (2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 | 9 |
| 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 | 10 |

はじめに

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けても最も大切なことである。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案があつて絶たない。いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つであり、学校が一丸となつて組織的に対応すること、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

このような状況の中、平成25年9月28日「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」という。)が施行された。これまでも、学校等において様々な取組が行われてきた。伊奈町教育委員会においても「いじめは人間として絶対に許されない」との考えのもと、冊子「子どもたちの健やかな成長を願って」の発行及び生徒指導主任会議の開催等による学校の対応力向上や相談員などの配置等による教育相談体制の充実など、積極的にいじめ防止に取り組んできたところである。「伊奈町いじめの防止等のための基本的な方針」(以下、「町基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、これまでの取組に加え、国や県の基本的な方針を参酌し、さらなるいじめ防止に向け策定するものである。

今後は、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指していく。

第1 町基本方針の策定の趣旨

1 いじめに対する基本的な認識

平成24年11月に埼玉県より「いじめ撲滅宣言」が出された。これを基本的な認識と踏まえ、家庭、地域、関係機関等に働きかけるとともに、伊奈町(以下、「町」という。)及び伊奈町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)として、いじめの防止及び対処を行うとともに、伊奈町立小・中学校(以下、「学校」という。)に対して、いじめの防止、早期発見、早期対応ができるよう、必要な指導及び支援を行う。

- 学校では、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。
家庭、地域、県や市町村、関係団体では、学校の取組を全力で支援します。
- 家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。我が子がいじめをしたら本気でしかります。
- 地域では、「地域の子供は地域で育てる」という認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的に関わります。

- 県や市町村、関係団体では、「いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題である。」という意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

埼玉県「いじめ撲滅宣言」

2 町基本方針の策定

町は、法の趣旨を踏まえ、国及び県の基本方針を参酌し、町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、町基本方針を定める。

基本方針では、町の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、町において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、町におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、町基本方針が、本町の実情に即して効果的に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 伊奈町いじめ問題対策会議の設置と役割

町は、いじめの問題に係る関係機関の意思疎通を図り、情報を共有するために法第14条の規定に基づき、「伊奈町いじめ問題対策連絡協議会等条例」（以下、「条例」という。）により、「伊奈町いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 町内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

(2) 教育委員会の調査組織の設置

教育委員会は、いじめの防止等の対策を実効的に行うため、条例により、「伊奈町いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

また、調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図る。

調査委員会は、学校における法第28条に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。

(3) 教育委員会が実施する施策

- ア いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずる。
- ◇小学校相談員の派遣
 - ◇中学校さわやか相談員の活用
 - ◇スクールソーシャルワーカーの活用
 - ◇スクールカウンセラーの活用
- イ いじめに関する通報及び相談を受けるための体制を整備するとともに相談窓口の保護者への周知を図る。
- ◇伊奈町教育センターによる電話やメール相談等の充実
 - ◇埼玉県の相談窓口の周知
- ウ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質・能力の向上を図る。
- ◇生徒指導主任会議の開催
 - ◇南部地区生徒指導主任研究協議会への指導主事の派遣
 - ◇スクールカウンセラーによる校内研修等の実施
 - ◇教師用指導資料の配布
 - ◇県教育委員会作成の教師用指導資料の活用、促進
- エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する。
- ◇教育センターによるネットパトロールの実施
 - ◇ネットいじめを含む情報モラルに関する資料等の学校への指導・助言
 - ◇関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動の実施
- オ いじめの防止のための対策の調査研究等を行う。
- ◇外的機関からの情報収集
 - ◇学校等からの情報収集、調査結果の分析
- カ 複数校にまたがるいじめに対する、学校相互の連携協力体制の整備を図る。
- ◇町内の小・中学校間の連携・協力の促進
 - ◇町外の小・中学校間の連携・協力の該当市町村教育委員会への依頼、対応
- キ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
- ◇教師用指導資料やチェックリストの配布
 - ◇いじめに関する事項を含むアンケート等の実施依頼
- ク 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築を行う。
- ◇放課後子ども教室等への見守り依頼など、組織的に連携・協働する体制の整備
- ケ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う活動の充実を図る。
- ◇道徳教育推進委員会を活用した道徳教育
 - ◇学校の教育活動における体験活動の充実
- コ 豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践力を身に付ける人権教育を推進する。
- ◇人権教育推進委員会を活用した人権教育の充実
 - ◇いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権メッセージの作成の促進
- サ 学校が保護者に働きかけ、学校との協力体制の強化のために必要な措置を行う。
- ◇学校配布の保護者向け啓発資料の作成・配布
- シ 11月を「いじめ撲滅強調月間」に設定し、いじめを許さない気運を醸成する。
- ◇いじめ撲滅強調月間における校内指導体制の見直し、児童生徒の主体的な活動の

促進

- ス 関係機関との連携を密にすることによりいじめ問題の早期対応を図る。
 - ◇上尾桶川伊奈地区四機関会議による上尾警察署、中央児童相談所との連携
 - ◇学校警察連絡協議会による上尾警察署と学校の連携
 - ◇埼玉県警主催の少年非行防止教室等の実施についての周知
- セ 学校評価等において、法第34条を踏まえるよう学校に指導・助言を行う。
 - ◇学校評価等実施上の留意事項等の周知

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等に対しては、以下のように考える。

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりえることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であるとする。心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- また、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要であるとする。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。
- いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要であるとする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- 児童生徒の健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要であるとする。また、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

各学校は、国のいじめ防止基本方針、埼玉県基本方針、町基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。その際、次の点に留意する。

- ア 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめへの対処」などいじめの防止等に係る内容を盛り込む。
- イ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- ウ 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、基本方針を見直すことができるようにする。
- エ 重大事態への対処については、埼玉県基本方針及び町基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

ア 組織の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織となるようにする。また、必要に応じて、外部専門家等が参加しながら対応するなど、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

イ 当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう指導の在り方への細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

- ◇ 子供の悩みを親身に受け止め、子供のサインを見逃さない。
- ◇ 深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ◇ いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ◇ 教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める。

(イ) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりが大変重要である。

- ◇ 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ◇ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生き

ていくための社会的能力を育てる。

(ウ) 学習指導

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つになることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

◇ わかる授業を推進する。

◇ ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、保護者同士の親密な関係が重要である。

◇ 学級規模で保護者同士のネットワークづくりを工夫する。

◇ いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合う。

◇ 「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

イ 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

(ア) 「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。

(イ) 「彩の国生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないように速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

(ア) いじめている子供へは、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている子供へは、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる子供へは、はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする子供へは、いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応としては、次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応に努める。

◇ 話し合いなどを通して、いじめを考える。

◇ 見て見ぬふりをしないよう指導する。

- ◇ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ◇ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ◇ 道徳教育の充実を図る。
- ◇ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ◇ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、法律に基づく重大事態ととらえる必要がある。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて伊奈町長（以下、「町長」という。）へ、報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(エ) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

教育委員会が調査主体となる場合、調査委員会を招集し、調査にあたる。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校の教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は教育委員会は、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

◇ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とすることが必要である。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援する。関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

◇ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

◇ 背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。

◇ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

◇ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

◇ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

◇ 調査を行う組織については、問題調査委員会が中心となる。いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- ◇ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に判断する。また、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
 - ◇ 事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - ◇ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。
- また、「彩の国生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つき、当該学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任
教育委員会又は学校等は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。

(イ) 調査結果の報告

教育委員会は、調査結果を町長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

ア 再調査

法第30条又は第31条の規定による報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例により、「伊奈町いじめ問題再調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法により、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、町長はその結果を町議会に報告しなければならない。町議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、法の施行状況等を勘案して、連絡協議会において毎年度、伊奈町基本方針にある各施策の効果を検証し、基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。